

2020年6月11日

2020年3月期 決算の概況について

日本地震再保険株式会社（代表取締役社長 杉町 真）では掲題について別添資料によりお知らせいたします。

<添付資料>

○2020年3月期 決算の概況

お問合せ先

日本地震再保険株式会社 管理・企画部

〒103-0024

東京都中央区日本橋小舟町8-1 ヒューリック小舟町ビル4階

電 話 03-3664-6098

F A X 03-3664-6169

Eメール keiri@nihonjishin.co.jp

担 当 管理・企画部 久保田、藤川

2020年3月期決算の概況

2020年6月11日

会 社 名 日本地震再保険株式会社 URL <https://www.nihonjishin.co.jp>
 代 表 者 (役職名) 代表取締役社長 (氏名) 杉 町 真
 問合せ先責任者 (役職名) 管理・企画部長 (氏名) 久保田 高司 TEL 03-3664-6098
 定時株主総会開催予定日 2020年6月30日

(百万円未満切捨て)

1. 2020年3月期の業績 (2019年4月1日～2020年3月31日)

(1) 経営成績

(%表示は対前期増減率)

	正味収入保険料		経常利益		当期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
2020年3月期	129,298	8.9	△2	△201.3	△1	△174.3
2019年3月期	118,679	22.0	1	—	1	—

	1株当たり 当期純利益	自己資本 当期純利益率	正味損害率	正味事業費率
	円 銭	%	%	%
2020年3月期	△ 0.59	△ 0.1	24.4	43.3
2019年3月期	0.79	0.1	113.0	45.3

(2) 財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率	1株当たり純資産
	百万円	百万円	%	円 銭
2020年3月期	510,798	1,537	0.3	773.32
2019年3月期	468,425	1,543	0.3	776.01

(参考) 自己資本 2020年3月期 1,540百万円 2019年3月期 1,541百万円

※ 注記事項

(1) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無
- ② ①以外の会計方針の変更 : 無
- ③ 会計上の見積りの変更 : 無
- ④ 修正再表示 : 無

(2) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)
- ② 期末自己株式数
- ③ 期中平均株式数

2020年3月期	2,000,000 株	2019年3月期	2,000,000 株
2020年3月期	11,400 株	2019年3月期	11,400 株
2020年3月期	1,988,600 株	2019年3月期	1,988,600 株

※ 決算の概況は監査の対象外です

【添付資料】

添付資料の目次

1. 事業の概況	2
(1) 事業の経過及び成果等	2
(2) 地震保険成績の概要	2
(3) 資産運用の概要	3
(4) 当年度損益	3
2. 財務諸表	4
(1) 貸借対照表	4
(2) 損益計算書	9
(3) 株主資本等変動計算書	11
3. その他	12
(1) 有価証券関係	12
(2) デリバティブ取引関係	13
(3) リスク管理債権	13
(4) 単体ソルベンシー・マージン比率	14

1. 事業の概況

(1) 事業の経過及び成果等

2019年度のわが国経済は、外需が弱い中、内需が堅調に推移したことから、年度前半は小幅ながらプラス成長を維持しましたが、年度後半は台風被害と消費税率引き上げ前の駆け込み需要の反動などから急速に落ち込みました。これに加え、年明け以降の新型コロナウイルスの感染拡大による世界経済への影響は深刻で、国内においても首都圏を中心に感染が急拡大し、この影響による経済活動の停滞がいつまで続くのか予断を許さない状況です。

地震保険の収入保険料は、地震リスクに対する意識の高まりと見られる契約件数の増加及び2019年1月に実施した料率改定の影響による保険料の伸びにより、前年度比9.8%増となりました。再保険金及び損害調査費については、前年度発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震の支払いが落ち着き、前年度に比べ減少しました。

資産運用に関しては、流動性・安全性を最優先に取組み、超低金利環境が続き、厳しい運用状況の中で、売却益の増加等により運用益は前年度を上回りました。

2019年度は第5次中期経営計画の2年目として10項目の経営施策に取組み、概ね成果を得ることができました。

その中でも、重要な施策である民間準備金の早期回復を通じた強靱かつ持続可能な再保険スキームの構築においては、再保険料配分の特例措置が国の再保険特別会計予算に盛り込まれ、2020年4月1日から始まる特例措置の実施に向け、関係各所と連携して再保険処理等の取りまとめを行いました。

東日本大震災をはじめ数々の地震災害により危険準備金が減少して、将来の危険準備金の枯渇が懸念されましたが、今回の特例措置実施により、地震再保険の安定的な仕組みができたことで強靱かつ持続可能な地震保険制度の構築の実現に大きく前進することができました。

(2) 地震保険成績の概要

① 正味収入保険料と正味支払保険金

収入保険料から出再保険料を控除した正味収入保険料は1,292億円（前年度比8.9%増）となりました。

また、正味支払保険金は、前年度に発生した大阪府北部を震源とする地震及び平成30年北海道胆振東部地震等の支払いの減少により、262億円（前年度比78.9%減）となりました。

② 危険準備金と責任準備金

正味収入保険料から受再保険手数料等を控除した正味保有保険料436億円と税引運用益1億円の合計437億円を危険準備金に積み増しました。

また、正味支払保険金、損害調査費及び広告宣伝費等の合計239億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は2,228億円（前年度比9.7%増）となりました。

この危険準備金に未経過保険料積立金を加えた当年度末責任準備金は4,664億円（前年度比11.9%増）となりました。

③ 元受保険会社等の危険準備金

受託金勘定の元受保険会社等の危険準備金については、差引正味保険料20億円を積み増し、運用損及び広告宣伝費の合計10億円を過年度危険準備金から取り崩した結果、当年度末危険準備金は316億円（前年度比3.3%増）となりました。

(3) 資産運用の概要

資産運用にあたっては、当社の資産運用方針に基づき、安全性と流動性を第一義とし、これに収益性を加味して進めて参りました。

当年度末の総資産は、期中に大規模地震による保険金等の支払いが発生しなかったため、5,107億円（前年度比9.0%増）となりました。なお、主な運用資産の項目は、預貯金が2,316億円、有価証券が2,506億円となっています。

損益面に関しては、厳しい運用環境が継続する中、利息及び配当金収入が8億円、有価証券売却益等を加えた資産運用収益は10億円となりました。一方、為替差損が6億円となり、有価証券売却損等を加えた資産運用費用は7億円となりました。

なお、当社では外貨建債券の購入にあたって、ほぼ100%の為替ヘッジを行っています。

(4) 当年度損益(資本勘定)

当年度の損益については、利息及び配当金収入にその他の項目を加減算し、法人税及び住民税を控除した結果、1百万円の当期純損失となりました。

2. 財務諸表

(1) 貸借対照表

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)		比較増減	増減率
		金額	構成比	金額	構成比		
(資産の部)			%		%		%
現金及び預貯金		211,842	45.2	231,608	45.3	19,765	9.3
預貯金		211,842	45.2	231,608	45.3	19,765	9.3
コールローン		141	0.0	404	0.1	263	186.5
買入金銭債権		9,999	2.1	9,999	2.0	△0	△0.0
有価証券		228,248	48.7	250,648	49.1	22,400	9.8
国債		52,578	11.2	29,935	5.9	△22,642	△43.1
地方債		13,416	2.9	18,632	3.6	5,216	38.9
社債		128,435	27.4	167,384	32.8	38,949	30.3
外国証券		33,818	7.2	34,695	6.8	877	2.6
有形固定資産		90	0.0	66	0.0	△23	△26.1
建物		23	0.0	22	0.0	△1	△5.4
その他の有形固定資産		66	0.0	44	0.0	△22	△33.3
無形固定資産		209	0.0	142	0.0	△66	△31.9
ソフトウェア		208	0.0	141	0.0	△66	△32.1
その他の無形固定資産		1	0.0	1	0.0	-	-
その他資産		17,892	3.8	17,928	3.5	35	0.2
再保険貸		17,408	3.7	17,517	3.4	109	0.6
未収金		3	0.0	2	0.0	△1	△43.0
未収収益		280	0.1	227	0.0	△53	△19.0
預託金		46	0.0	45	0.0	△0	△1.3
仮払金		1	0.0	9	0.0	8	582.2
金融派生商品		152	0.0	125	0.0	△26	△17.5
資産の部合計		468,425	100.0	510,798	100.0	42,373	9.0

(単位：百万円)

科目	2018年度 (2019年3月31日現在)		2019年度 (2020年3月31日現在)		比較増減	増減率
	金額	構成比	金額	構成比		
(負債の部)		%		%		%
保 険 契 約 準 備 金	428,289	91.4	470,107	92.0	41,817	9.8
支 払 備 金	11,589	2.5	3,633	0.7	△7,955	△68.7
責 任 準 備 金	416,700	89.0	466,474	91.3	49,773	11.9
受 託 金	23,759	5.1	25,050	4.9	1,291	5.4
そ の 他 負 債	12,928	2.8	13,278	2.6	350	2.7
再 保 険 借	11,903	2.5	12,605	2.5	702	5.9
未 払 法 人 税 等	189	0.0	189	0.0	△0	△0.1
預 り 金	5	0.0	2	0.0	△2	△46.6
未 払 金	666	0.1	187	0.0	△479	△71.9
金 融 派 生 商 品	163	0.0	292	0.1	129	79.4
退 職 給 付 引 当 金	152	0.0	163	0.0	11	7.3
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	13	0.0	13	0.0	△0	△3.4
賞 与 引 当 金	23	0.0	23	0.0	△0	△1.3
特 別 法 上 の 準 備 金	1	0.0	0	0.0	△1	△85.4
価 格 変 動 準 備 金	1	0.0	0	0.0	△1	△85.4
地 震 保 険 評 価 差 額 金	1,711	0.4	623	0.1	△1,088	△63.6
繰 延 税 金 負 債	0	0.0	-	-	△0	△100.0
負 債 の 部 合 計	466,881	99.7	509,261	99.7	42,379	9.1
(純資産の部)		%		%		%
資 本 金	1,000	0.2	1,000	0.2	-	-
利 益 剰 余 金	546	0.1	545	0.1	△1	△0.2
利 益 準 備 金	1	0.0	1	0.0	-	-
そ の 他 利 益 剰 余 金	545	0.1	544	0.1	△1	△0.2
特 別 積 立 金	17	0.0	17	0.0	-	-
価 格 変 動 特 別 積 立 金	39	0.0	39	0.0	-	-
繰 越 利 益 剰 余 金	489	0.1	487	0.1	△1	△0.2
自 己 株 式	△5	△0.0	△5	△0.0	-	-
株 主 資 本 合 計	1,541	0.3	1,540	0.3	△1	△0.1
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1	0.0	△2	△0.0	△4	△216.4
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	1	0.0	△2	△0.0	△4	△216.4
純 資 産 の 部 合 計	1,543	0.3	1,537	0.3	△5	△0.3
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	468,425	100.0	510,798	100.0	42,373	9.0

(貸借対照表の注記)

1 会計方針に関する事項は以下のとおりであります。

(1) 有価証券の評価基準、評価方法及び表示方法は次のとおりであります。

① その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法により行っております。

② 地震保険の責任準備金及び地震保険に係る受託金に対応する資産の評価差額については、税効果控除前の額を、保険業法施行規則別紙様式に基づき、負債の部に「地震保険評価差額金」として表示しております。それ以外の評価差額については、税効果控除後の額を全部純資産直入法により処理し、純資産の部に表示しております。また、売却原価の算定は移動平均法に基づいております。

(2) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 有形固定資産の減価償却は、定率法により行っております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法により行っております。

(4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却は、見積利用可能期間(5年)に基づく定額法により行っております。

(5) 外貨建の資産の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して行っております。

(6) 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、資産の自己査定基準及び償却・引当基準に基づき、次のとおり計上しております。

破産、特別清算、手形交換所における取引停止処分等、法的・形式的に経営破綻の事実が発生している債務者に対する債権及び実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額等を控除し、その残額を引き当てることとしております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率を債権額に乗じた額を計上しております。また、全ての債権は資産の自己査定基準に基づき財務部が資産査定を実施し、当該部署から独立した管理・企画部が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の計上を行っております。

なお、当期は引当の対象となる資産がないため、計上を行っておりません。

(7) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

なお、退職給付債務は、自己都合退職による期末要支給額を基に計算する簡便法により算出しております。

(8) 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づき当期末要支給額を計上しております。

(9) 賞与引当金は、従業員の賞与に充てるため、当期末における支給見込額を基準に算出しております。

(10) 価格変動準備金は、株式等の価格変動による損失に備えるため、保険業法第115条の規定に基づき計上しております。

2 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は再保険金の支払いに備え、主に国内外の高格付の短中期債並びに短期金融商品を保有し、流動性と安全性を第一義とし、それに収益性を加味した資産運用を行っております。デリバティブ取引は、外貨建債券の為替変動に伴う市場リスク軽減のための先物為替予約で、実需の範囲内で行うこととしております。また、市場リスク・信用リスク・流動性リスクについては定期的に時価や信用情報を把握、管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
①現金及び預貯金	231,608	231,608	—
②コールローン	404	404	—
③買入金銭債権	9,999	9,999	—
④有価証券 その他有価証券	250,648	250,648	—
資産計	492,661	492,661	—
⑤デリバティブ取引(※) ヘッジ会計が適用されてい ないもの	(167)	(167)	—
デリバティブ取引計	(167)	(167)	—

(※)その他資産及びその他負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については()で表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法

①現金及び預貯金

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

②コールローン

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

③買入金銭債権

短期間で決済されることから、時価は帳簿価額に近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

④有価証券

時価は期末日の市場価格等に基づいており、日本証券業協会の売買参考統計値、外部業者(外部ベンダー、ブローカー)から提供された価格によっております。

⑤デリバティブ取引

取引先の金融機関から提示された価格によっております。

3 消費税等の会計処理は税込方式によっております。

4 責任準備金の内訳項目である危険準備金は、責任準備金の算出方法書に基づき、正味純保険料の額と資産の運用によって生じた利益から法人税等相当額を除いた額を累積して積み立てております。

5 有形固定資産の減価償却累計額は、171百万円であります。

6 支払備金の内訳は次のとおりであります。

支払備金(出再支払備金控除前)	5,017	百万円
同上に係る出再支払備金	1,384	百万円
差引	3,633	百万円

- 7 繰延税金資産の総額は635百万円であります。なお、評価性引当額として全額を繰延税金資産の総額から控除しております。
繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、税務上の繰越欠損金 525 百万円、退職給付引当金 45 百万円、未払事業税 37 百万円、未払地方法人特別税 15 百万円であります。
- 8 当事業年度末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象は生じておりません。
- 9 1株当たりの純資産額は773円32銭であります。
算定上の基礎である純資産の部の合計は1,537百万円、普通株式に係る純資産額は1,537百万円、普通株式の当期末株式数は1,988千株であります。
- 10 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

科目	年度	2018年度 〔2018年4月1日から 2019年3月31日まで〕	2019年度 〔2019年4月1日から 2020年3月31日まで〕	比較増減	増減率
		金額	金額		
経常収益		199,942	138,413	△61,529	△30.8
保険引受収益		197,716	137,376	△60,339	△30.5
正味収入保険料		118,679	129,298	10,619	8.9
積立保険料等運用益		103	121	18	17.6
支払備金戻入額		-	7,955	7,955	-
責任準備金戻入額		78,933	-	△78,933	△100.0
資産運用収益		2,212	1,028	△1,184	△53.5
利息及び配当金収入		1,107	872	△234	△21.2
有価証券売却益		80	184	103	128.6
金融派生商品収益		-	91	91	-
為替差益		1,124	-	△1,124	△100.0
その他運用収益		3	1	△1	△46.8
積立保険料等運用益振替		△103	△121	△18	-
その他経常収益		13	7	△5	△42.1
経常費用		199,940	138,415	△61,525	△30.8
保険引受費用		196,641	136,265	△60,375	△30.7
正味支払保険金		124,276	26,223	△98,052	△78.9
損害調査費		9,874	5,338	△4,535	△45.9
諸手数料及び集金費		52,675	54,929	2,254	4.3
支払備金繰入額		9,815	-	△9,815	△100.0
責任準備金繰入額		-	49,773	49,773	-
資産運用費用		1,890	712	△1,178	△62.3
有価証券売却損		14	40	26	183.9
金融派生商品費用		1,863	-	△1,863	△100.0
為替差損		-	660	660	-
その他運用費用		12	11	△1	△10.5
営業費及び一般管理費		1,409	1,437	27	2.0
その他経常費用		-	0	0	-
経常利益又は経常損失(△)		1	△2	△4	△201.3
特別利益		-	1	1	-
価格変動準備金戻入額		-	1	1	-
特別損失		0	-	△0	△100.0
価格変動準備金繰入額		0	-	△0	△100.0
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)		1	△0	△2	△147.2
法人税及び住民税		0	0	-	-
法人税等合計		0	0	-	-
当期純利益又は当期純損失(△)		1	△1	△2	△174.3

(損益計算書の注記)

- 1 正味収入保険料の内訳は次のとおりであります。

収入保険料	311,255	百万円
支払再保険料	181,956	百万円
差引	129,298	百万円

- 2 正味支払保険金の内訳は次のとおりであります。

支払保険金	33,378	百万円
回収再保険金	7,155	百万円
差引	26,223	百万円

- 3 支払備金繰入額(△は支払備金戻入額)の内訳は次のとおりであります。

支払備金繰入額(出再支払備金控除前)	△9,932	百万円
同上に係る出再支払備金繰入額	△1,976	百万円
差引	△7,955	百万円

- 4 利息及び配当金収入の内訳は次のとおりであります。

預貯金利息	4	百万円
コールローン利息	0	百万円
買入金銭債権利息	0	百万円
有価証券利息	867	百万円
計	872	百万円

- 5 金融派生商品収益中の評価損益は167百万円の損であります。

- 6 1株当たりの当期純損失は0円59銭であります。

算定上の基礎である当期純損失は1百万円、普通株式に係る当期純損失は1百万円、普通株式の期中平均株式数は1,988千株であります。

- 7 当期末における法定実効税率は28.00%、税効果会計適用後の法人税等の負担率は△32.86%であり、この差異の主な内訳は、評価性引当額の増減額△11,533.36%、危険準備金に係る広告宣伝費用損金算入額11,531.39%であります。

- 8 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 株主資本等変動計算書

① 2018年度

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	特別積立金	価格変動特別積立金	繰越利益剰余金						利益剰余金合計
当期首残高	1,000	1	17	39	487	545	△5	1,539	0	0	1,540
当期変動額											
当期純利益					1	1		1			1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									1	1	1
当期変動額合計					1	1		1	1	1	2
当期末残高	1,000	1	17	39	489	546	△5	1,541	1	1	1,543

② 2019年度

(単位：百万円)

	株主資本							評価・換算差額等		純資産合計	
	資本金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
		利益準備金	特別積立金	価格変動特別積立金	繰越利益剰余金						利益剰余金合計
当期首残高	1,000	1	17	39	489	546	△5	1,541	1	1	1,543
当期変動額											
当期純損失					△1	△1		△1			△1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									△4	△4	△4
当期変動額合計					△1	△1		△1	△4	△4	△5
当期末残高	1,000	1	17	39	487	545	△5	1,540	△2	△2	1,537

(株主資本等変動計算書の注記)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

	前事業年度末株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末株式数
発行済株式				
普通株式	2,000,000	-	-	2,000,000
合計	2,000,000	-	-	2,000,000
自己株式				
普通株式	11,400	-	-	11,400
合計	11,400	-	-	11,400

2 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。

3. その他

(1) 有価証券関係

①売買目的有価証券

該当ありません。

②満期保有目的の債券

該当ありません。

③その他有価証券

(単位：百万円)

区 分	種 類	2018 年度 (2019年3月31日現在)			2019 年度 (2020年3月31日現在)		
		取得原価	貸借対照表 計上額	差 額	取得原価	貸借対照表 計上額	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	公 社 債	112,434	114,323	1,888	55,927	57,209	1,282
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	11,713	11,794	80	7,041	7,069	27
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	124,148	126,117	1,969	62,969	64,279	1,310
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	公 社 債	80,120	80,106	△14	159,148	158,742	△405
	株 式	—	—	—	—	—	—
	外国証券	22,397	22,024	△372	28,413	27,626	△786
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	102,517	102,130	△387	187,561	186,369	△1,192
合 計	226,666	228,248	1,582	250,530	250,648	117	

④売却したその他有価証券

(単位：百万円)

種 類	2018 年度 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)			2019 年度 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)		
	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額	売却額	売却益の 合計額	売却損の 合計額
公 社 債	15,044	80	1	47,377	183	21
株 式	—	—	—	—	—	—
外 国 証 券	603	—	13	7,119	1	19
そ の 他	—	—	—	—	—	—
合 計	15,647	80	14	54,497	184	40

⑤減損処理を行った有価証券

該当ありません。

(2) デリバティブ取引関係

①ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

通貨関連

(単位：百万円)

区分	種類	2018年度 (2019年3月31日現在)				2019年度 (2020年3月31日現在)			
		契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超				うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引								
	売								
	建								
	米ドル	28,292	—	△11	△11	19,555	—	△292	△292
	ユーロ	623	—	△0	△0	8,711	—	125	125
合計				△11	△11			△167	△167

(注) 時価の算定方法……………取引先の金融機関から提示された価格によっております。

②ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

該当ありません。

(3) リスク管理債権

該当ありません。

(4) 単体ソルベンシー・マージン比率

(単位：百万円)

区分		2018年度 (2019年3月31日現在)	2019年度 (2020年3月31日現在)
(A)	単体ソルベンシー・マージン総額	203,899	222,700
	資本金又は基金等	1,541	1,540
	価格変動準備金	1	0
	危険準備金	—	—
	異常危険準備金	203,074	222,835
	一般貸倒引当金	—	—
	その他有価証券の評価差額金・繰延ヘッジ損益 (税効果控除前)	1,532	574
	土地の含み損益	—	—
	払戻積立金超過額	—	—
	負債性資本調達手段等	—	—
	払戻積立金超過額及び負債性資本調達手段等のうち、マージンに算入されない額	—	—
	控除項目	2,250	2,250
	その他	—	—
(B)	単体リスクの合計額 $\sqrt{(R1+R2)^2 + (R3+R4)^2} + R5 + R6$	137,011	132,810
	一般保険リスク (R1)	—	—
	第三分野保険の保険リスク (R2)	—	—
	予定利率リスク (R3)	—	—
	資産運用リスク (R4)	6,924	7,706
	経営管理リスク (R5)	2,686	2,604
	巨大災害リスク (R6)	127,400	122,500
(C)	単体ソルベンシー・マージン比率 [(A) / {(B) × 1/2}] × 100	297.6%	335.3%

(注) 「単体ソルベンシー・マージン比率」とは、保険業法施行規則第86条(単体ソルベンシー・マージン)及び第87条(単体リスク)並びに平成8年大蔵省告示第50号の規定に基づいて算出された比率です。

<単体ソルベンシー・マージン比率>

損害保険会社は、保険事故発生の際の保険金支払や積立型保険の満期返戻金支払等に備えて準備金を積み立てておりますが、巨大災害の発生や、損害保険会社が保有する資産の大幅な価格下落等、通常の予測を超える危険が発生した場合でも、十分な支払能力を保持しておく必要があります。

この「通常の予測を超える危険」を示す「単体リスクの合計額」(上表の(B))に対する「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(すなわち単体ソルベンシー・マージン総額：上表の(A))の割合を示す指標として、保険業法等に基づき計算されたものが、「単体ソルベンシー・マージン比率」(上表の(C))です。

「通常の予測を超える危険」とは、次に示す各種の危険の総額であります。

- ①保険引受上の危険
(一般保険リスク)
(第三分野保険の保険リスク) : 保険事故の発生率等が通常の予測を超えることにより発生し得る危険 (巨大災害に係る危険を除く。)
- ②予定利率上の危険
(予定利率リスク) : 積立型保険について実際の運用利回りが保険料算出時に予定した利回りを下回ることにより発生し得る危険
- ③資産運用上の危険
(資産運用リスク) : 保有する有価証券等の資産の価格が通常の予測を超えて変動することにより発生し得る危険等
- ④経営管理上の危険
(経営管理リスク) : 業務の運営上通常の予測を超えて発生し得る危険で上記①～③及び⑤以外のもの
- ⑤巨大災害に係る危険
(巨大災害リスク) : 通常の予測を超える巨大災害(関東大震災や伊勢湾台風相当)により発生し得る危険

「損害保険会社が保有している資本金・準備金等の支払余力」(単体ソルベンシー・マージン総額)とは、損害保険会社の純資産(社外流出予定額等を除く)、諸準備金(価格変動準備金・異常危険準備金等)、土地の含み益の一部等の総額であります。

ソルベンシー・マージン比率は、行政当局が保険会社を監督する際に、経営の健全性を判断するために活用する客観的な指標のひとつであります。その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされております。

◎当社は、「地震保険に関する法律」に基づき政府と地震保険再保険契約を締結しており、かつ同法に、政府は保険金支払のための資金のあっせん・融通に努める旨定めているなど特別の事業形態となっていることから、保険業法第132条第2項に規定する区分等を定める命令第3条第4項(注)により、当社のソルベンシー・マージン比率の数値は、上記水準の如何にかかわらず、行政当局が行う改善命令等の発動基準の数値としては使用しないことになっています。

(注) 条文は、次のとおりです。

「保険会社が地震保険に関する法律(昭和41年法律第73号)第3条第1項(政府の再保険)に規定する再保険契約を政府との間で締結している場合には、当該保険会社について、当該保険会社が該当する前条第1項の表の区分に応じた命令は、同表の非対象区分に掲げる命令とする。」